

第9章 悪臭

第1節 現状

悪臭は、人に不快感を与えるにの理由となる悪臭原因物質が大気中に放出されることで発生する。

尼崎市市内での平成22年度の悪臭に係る苦情件数は42件（対象事業所等の数42）で、その原因となった対象事業所の区分は、次に示すとおりである。（表 - 120）

表-120 苦情発生源区分(平成22年度)

発 生 源 区 分	事業所等の数
製 造 事 業 所	7
飲 食 店	3
家 庭 生 活	4
建 築 土 木	1
そ の 他	5
不 明	21
計	41

事業活動に起因するものばかりでなく、近隣からの生活臭など一般生活によるもの、また、原因の分からない一過性のものも含まれている。悪臭の苦情については、臭いが拡散することもあり、発生源が不明のものが多い。

第2節 対策

1 法律・条例に基づく規制

(1) 悪臭防止法に基づく規制

悪臭防止法は、悪臭による被害を防止し、住民の生活環境を快適に保つための根拠法として、昭和46年6月に制定・公布され、昭和47年5月から施行された。その後、悪臭物質の追加や規制基準の改正を経て、今では工場等の事業活動に伴って発生する悪臭の原因となる大気中のアンモニア等22物質と排水中のメチルメルカプタン等4物質について規制基準が定められている。

(2) 兵庫県条例に基づく規制

兵庫県条例は、悪臭に係る原料置場・乾燥施設等の特定施設を定めている。事業者は、特定施設の設置又は変更に当たって、事前に市長に届け出ることが義務づけられている。

2 その他の対策

(1) 悪臭防止対策指導指針

悪臭は多数の化学物質の臭いが複合して発生することが多いことから、悪臭防止法での特定悪臭物質ごとの濃度値での評価では十分な対応ができない現状である。そのため、すべての悪臭を総合的に評価できる人間の嗅覚で数値化する官能試験法を採り入れた尼崎市悪臭防止対策指導指針を平成3年3月に策定し、悪臭防止対策についての指導を実施している。工場等の敷地境界線上の臭気濃度は住居地域で10以下、住居地域以外で30以下である。また、工場等の煙突等の気体排出口（煙突等の高さ30m未満）における住居地域での臭気濃度は600以下、住居地域以外での臭気濃度は1800以下である。

(2) 大気汚染及び悪臭に係る設備等の指導基準

環境保全協定で脱臭装置の設置に係る指導基準を定め、環境保全協定締結工場及びその他の工場・事業場についても施設改善等の指導を行っている。

(3) 広域的な対策

突発的かつ広域的な悪臭の苦情等が発生した場合、迅速かつ的確に対処するため、周辺都市とも連携した調査・連絡体制を組んでいる。

3 悪臭防止に関する調査・研究

本市では、前述の尼崎市悪臭防止対策指導指針に基づき、人間の嗅覚を利用した三点比較式臭袋法により、悪臭を発生する工場・事業場に対して測定を行っている。また、同時にガスクロマトグラフなどの機器による機器分析も行っている。今後ともきめ細かい悪臭防止に関する調査・研究を実施していく。（表 - 121）

表-121 悪臭物質測定件数

年度 区分	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
測定事業所数	4	3	3	3	3	0	2	2	3	0	0
官能試験検体数	12	11	11	10	10	0	8	17	12	0	0
機器分析検体数	6	8	22	11	5	0	0	0	0	0	0